

第10日目(12月22日)

議長(松原良道君) おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は30名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、広井監査委員より魚沼地域障害福祉組合議会決算議会に出席のため、午前中欠席の届け、環境課長入院のため欠席、以上の届け出が出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

議長 日程第1、平成18年陳情第3号「教育基本法の改定について慎重審議を求める意見書」の採択を求める陳情、および日程第2、平成18年陳情第4号 防災・生活関連を中心とした「公共事業」への転換と公共サービスの民間化に反対する陳情の2件を一括議題といたします。

2件について総務文教委員長・種村充夫君の審査報告を求めます。

種村総務文教委員長 おはようございます。18年12月13日付で総務文教委員会に付託されました事件について審査結果を報告申し上げます。

平成18年陳情第3号「教育基本法の改定について慎重審議を求める意見書」の採択を求める陳情、本件については決議不要とするものと決しました。

平成18年陳情第4号 防災・生活関連を中心とした「公共事業」への転換と公共サービスの民間化に反対する陳情、本件については不採択とするものと決しました。以上であります。

議長 2件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

笹木信治君 陳情第4号の審査についてお尋ねします。この内容は見ておわかりのとおり、いわゆる官の仕事为民間へ委託するという流れを、小泉内閣以来強力に進められているわけですが、それに歯止めをかけようという趣旨であると、全体的にはそうした内容だと思います。この中で昨今から様々な民間委託をされる中で問題も起きてきているわけです。本来、官がきちんと様々な住民サービスに支障のないような審査を行わなければならないわけですが、それが往々にして様々な支障が出てきているわけです。当市においてもそうした例外ではないわけですが、そうした点での官から民へのいわゆる支障というような内容についての議論はなかったのかどうかお聞かせください。

種村総務文教委員長 その件についての議論はございませんでした。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 お諮りします。陳情第3号「教育基本法の改定について慎重審議を求める意見書」の採択を求める陳情は、すでに改正教育基本法で12月15日に参議院で可決成立しましたので、委員長報告のとおり議決不要としたいと思いますがこれにご異議ございま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、陳情第3号は議決不要とすることに決定しました。

議 長 平成18年陳情第4号 防災・生活関連を中心とした「公共事業」への転換と公共サービスの民間化に反対する陳情に対する討論を行います。

議 長 原案に賛成の発言を先に許します。

笛木信治君 陳情第4号についてであります。防災・生活関連を中心としたこの公共事業、この民間への公共サービスの民営化に対する反対の意見書であります。ご承知のように規制緩和あるいは官から民へというかくいのもとに、なだれのごとく官が行っていた仕事が民間へ委託されているという実態があります。

私はそれらのすべて全部を否定するというものではありませんが、大きな部分ではやはり公共サービス、国民、市民の暮らしを守る上できちんと公がその監督、審査というものを行わなければならない部分があると思うわけですが、こうした部分が本当にその内容の審査もなしに次々、次々と民間委託をされている。

50兆円のビジネスチャンスというようなことを言われていますが、こうしたことは決して私たちの暮らしに益をしないということから、こうした流れに反対するこの意見書について賛成するものであります。原案について賛成するものであります。以上をもって賛成討論といたします。

議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成18年陳情第4号 防災・生活関連を中心とした「公共事業」への転換と公共サービスの民間化に反対する陳情、本件についての委員長報告は不採択です。よって、本陳情は原案についてお諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって、平成18年陳情第4号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

議 長 日程第3、平成18年陳情第5号 「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める」意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

産業建設委員長・阿部久夫君の審査報告を求めます。

阿部産業建設委員長 おはようございます。本委員会に付託されました陳情について結果を報告いたします。

この審議に入ります前に市長および議長からの挨拶の中で、去年は非常に大豪雪、今年は

また異常な雪不足。そういったことで今の南魚沼市の基幹産業は観光と農業であり、このまま雪が降らないということになりますと、スキー場およびそれに関係するところに大きな大打撃になると。一日も早く適切な降雪を望んでいるという挨拶がありました。まさに本当にそのとおりで今の状況だと本当に大変なことになります。できるだけ一日も早い降雪を願っているところでございます。

それでは、委員会に付託されました陳情第5号ですが、森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める陳情でございます。その陳情でありますが見意の中で、今日の森林・林業の木材関連産業は、価格の低迷や森林の持つ多目的機能が低下していると。また地球温暖化防止のためには森林の確保を図ることは大事である。一つの組織や団体で陳情するのではなく、こういった各自治体で意見書を提出することは大切であるという意見がありました。そうした中で委員の皆さん方の賛成がありまして採決の結果、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。以上、報告終わります。

議長 産業建設委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成18年陳情第5号「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める」意見書の提出を求める陳情、本件についての委員長報告は採択であります。報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

全員起立。よって、平成18年陳情第5号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

議長 日程第4、平成18年陳情第6号 難病医療費適用範囲見直しについての陳情を議題といたします。

社会厚生委員長・和田英夫君の審査報告を求めます。

和田社会厚生委員長 社会厚生委員会審査報告書。本委員会は平成18年12月13日に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので報告します。

平成18年陳情第6号 難病医療費適用範囲見直しについての陳情であります。審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

なお、この審査の内容については、それぞれ内容的には各会派で持ち帰ってということで、それぞれの会派からの賛否を求めまして採決の結果、賛成多数で採択となりました。以上であります。

議長 社会厚生委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成18年陳情第6号 難病医療費適用範囲見直しについての陳情、本件についての委員長報告は採択であります。報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

議長 日程第5、第203号議案 平成18年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第4号)および日程第6、第204号議案 平成18年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第2号)の2件を一括議題といたします。

2件について産業建設委員長・阿部久夫君の審査報告を求めます。

阿部産業建設委員長 本委員会に付託されました議案について報告させていただきます。期日ですが12月15日、委員全員の出席ならびに議長も出席いただきました。また執行部におきましては、市長、助役、各担当課長、係長からも出席いただきました。

第203号議案 平成18年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第4号)について担当課長から説明をいただきました。主な質疑と答弁をさせていただきます。質問の中で五十沢東部地区は完了しているが、つなぎ込み状況と機能強化は。また、六日町駅裏の管路は地盤沈下の影響か。ということですが答弁では、3件つなぎ込みをしている。合併前に機能強化し支障は出ていない。駅裏の管路は地震以後、カメラを入れていなかった。地震の影響があると思う。今後は管路を更正し処理していく、という答弁でございます。

つづきまして、ディスポーザーの調査は予算は入っているか。また今後どのような対応をするのかという質問の中で、補正予算には入っていない。今後は環境課と協力団体で1年間データを調査し、検討したいという答弁でございます。

つづきまして、熔融スラグを混ぜて埋め戻しをしているが、今後の対応ということでございますが、下水道で25年まで使用をすればストックしなくても良い。ストックヤードを設

ければ補助対象になる。今後は道路改良にも使用をしたいという答弁でございます。

つづきまして、五日町流域処理場の管理体制はということでございますが、所有者は県、運営は下水道公社、管理は民間でやっている。

つづきまして、質問の中で5,400万円の赤字で利用料金が値上げになった。10年後に急にそのような話が出たら説明責任がなく、納得いかなかったと。維持管理料金の財政計画はどうなっているかという質問であります。県では維持管理を3年ごとに財政計画を立てて単価設定をしていっているという答弁ございました。

以上で質疑を打ち切り討論に入りました。討論なしで採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

つづきまして、第204号議案 平成18年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第2号)について担当課長から説明をいただきました。質疑なし。討論なし。採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。以上、報告を終わります。

議長 2件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

若井達男君 今ほどの委員長報告について若干、確認をひとつさせていただきたいと思っております。五日町の流域下水の処理場ですが、10年間の累積5,400万円という委員長報告だったというふうに聞きましたが、委員会の席では5億4,000万円という数字が出たと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

阿部産業建設委員長 大変すみませんでした。これは間違ったと思います。5億4,000万円だったと思います。申し訳ありませんでした。訂正してお詫びいたします。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 第203号議案 平成18年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第4号)に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第203号議案 平成18年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第4号)、本案に対する委員長報告は原案可決です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第203号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第204号議案 平成18年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第2号)に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第204号議案 平成18年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第2号) 本案に対する委員長報告は原案可決です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第204号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第7、第202号議案 平成18年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

社会厚生委員長・和田英夫君の審査報告を求めます。

和田社会厚生委員長 社会厚生委員会審査報告書。本委員会は平成18年12月13日に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第103条の規定により報告をいたします。

審査の状況、12月18日に行いまして委員の出席状況は全員であります。なお審査においては執行部、市長、助役、市民課長、税務課長、収納対策室長の出席を求めて審査を行いました。

審査の結果、第202号議案 平成18年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 原案可決であります。

なお審査の内容であります。退職者の医療給付が非常に増えているがこれは全国的な傾向か、ということに対して、全国的には一人当たり例えば15年度で36万2,000円。私どもの市では15年度29万5,000円。16年度で国では一人当たり37万円、市では16年度33万2,000円というようなことでの数字的な報告がありました。

特に退職者については、長年勤めて頑張ってきたということで退職されると気が抜けるというのか、心筋梗塞、脳梗塞が多くて非常に高額を要する病気が多いというようなことが話し、説明がありました。お互いにひとつ気をつけていただきたいと思います。

その中でこの18年10月末現在で退職者の数でありますけれども、これが3,587人ということ。これは老人を含めてでありますけれども全体の14パーセントぐらいと、こういう説明もありました。

国保の医療費通知の経費とそれを通知することは効果があるのかということの質疑もありましたが、答弁では今までは年6回出していたのを、来年からは4回という方向で減らしながら。しかし実際この377万円ほどかかっているわけでありまして、これは医療機関の不正を防ぐ、あるいは被保険者に医療費の自覚をしてもらうということであるということでありまして、けれども委員の中から、そういう経費はぜひともその予防の方に回してはどうかという意見もありましたが、先ほど言ったような原案可決という方向になりました。以上であります。

議長 委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第202号議案 平成18年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 本案に対する委員長報告は原案可決です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第202号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第8、第215号議案 南魚沼市部制条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

腰越 晃君 直接この条例に関する質問ではございませんが、部制をとるとのこと。それで組織の簡素化、スリム化を進め、また行政効率を上げ、さらに人員削減もきちんと予定どおり行う。そうした市長のお考えがこの議会で明確になったわけでございます。それに関しまして2つ質問させていただきたいと思っております。

1つ目は昨日の一般質問と絡めた内容になってしまっていて申し訳ないのですが、現在の本庁舎の利用について。2階、3階部分を議会が使用しているわけですが、この今の使用スペースを一部行政部門の方に変更していくと、そういうようなことが今後検討されていくのかという点。これをまたもう1回確認をしたいと思っておりますのでお伺いをします。

あともう1点は病院の問題なのですが、基幹病院が今後建設をされると。ご承知のように地域医療の一番の問題点というのは、医師の確保というそこに一番の問題があるのではないかと、というようにとらえているのですが、おそらく基幹病院ができれば、県は最大限の努力をして医師の確保はしてくれるものと確信をしております。

そういう中に基幹病院が一次医療から医療を行うということになっていきますと、大和病院がどうなるのか。これについて市長は大和病院のいわゆる機能といいますかそれを六日町病院に移して、市立病院として運営していくと。そういう選択肢もあるということを表明されております。

その部分ですけれども、なかなか公立病院の運営というのは非常に厳しい今、現状でございます。医師の確保という問題、これをなかなか克服できない状況にあると思っております。そういう中で例えばですが、大きな医療法人等の医療機関があるわけです。日本赤十字社、あるいは新潟県厚生連、農協関係ですね、こうしたところに六日町病院の運営を任せていくと、まあ民営化ですね。そうした選択肢も一応あっていいのではないかとこのように思うわけですが、そののところをちょっと市長のご見解をお伺いしたいと思います。

市長 お答えいたします。本庁舎利用につきまして、今は2階が議長室、そして議会事務局の執務、3階がこの議場棟でありまして議員控室とあとは会議室、建設課というこの部分で、若干議会の皆さん方からご理解をいただいて、事務室なり会議室なりに使うとすれば議員控え室になるわけですけれども。議員控室がなくなるということではありませんが、若干お願いしなければならない事態も出るやもわかりません。今のところまだ確定しておりませんけれども。

いわゆる議会部分をすべて3階に、という案も出ておりますし、いや動かさないで今の議員控え室の部分とこっこの会議室部分を若干こうつなげて利用するという案も出ております。そうしなくてもなんとか収まるのではないかとこの部分もちょっとありますので、まだ具体的なことはちょっとまだわかりませんが、一部議員の皆さん方をお願いをしなければならぬということも出るやもわからないという状況であります。

病院につきまして、六日町病院。基幹病院後は、県は県立経営ではなくするということになりますから、前々から申しあげておりますように民間といいますかその準民間ですね、厚生連や日赤や、まだあといろいろちょっとありますけれどもそういう皆さん方が、経営に意欲を示すか否かというのは、まだ確認をしておりません。けれども、そういう皆さんがそういうことで経営したいという方向が出るようであれば、それはそれで私どもはそれを無理やり奪って市立病院にしようという考え方ではありませんけれども、非常にそういうことは厳しいだろうという予測であります。

ですので全く民間部分を排除したとかそういうことではありませんし、県の方も当然ですけれども民間はだめだよ、市立どうでもやりなさいよ、なんていうことは言っているわけではありません。これからの協議であります。大和病院のあり方、要は基幹病院がどこからその医療、診療をやっていただけるか、医療行為をやっていただけるか。このことによってまた大きく変わってきますので。

これは先般、笠原議員にちょっとお答えしたとおり、我々の案的な部分をもって県に臨んでいこうと。25日にその特別委員会を開催させていただいて、これは全く事務レベルのたたき台ではありますが、委員の皆さん方からご議論をいただくと。その結果といいますか委員会の皆さん方の方向を受けて、私ができれば年内に、県で福祉保健部長と会ってきたいという方向であります。したがっていまはまだはっきりはしませんが、民間を排除するという考え方ではございません。

佐藤 剛君 何点が確認をさせていただきます。私はこの部制をしくことにもちろん異



論があるわけではありませんし、合併後の機構改革の基礎になる部分ですので非常に期待しているところも大きいわけなので、そういう観点でちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

まず部のくくり方といいますか、ですけれども、財政健全化を進める中、そしてまた地方分権の中でありまして、私はこれから財政健全5カ年が終わったにしても、自治体の政策の形成能力みたいなものを、きちんと発揮していかなければならない時代に入ってくるのだろうというふうに考えます。例えば部のくくり方で総務部があるのですけれども、そのあたりで私が期待していたのは、政策部あたりを作って積極的にそういう部分のことをやっていると。総務部は総務部でどちらかというところを期待したわけですが、そこら辺を考慮に入れた部のくくり方なのか。そういう結果こういう形で良しとするのか、というあたりをひとつお聞きしたいと思います。

もう1点。これは機構改革のといいますか、3月の課の設置の中に出てくるのかもしれませんが、せっかくこの部でくくると。ということは目的とするスムーズに決する判断ができて、そして効率的な行政運営ができるということは期待するのです。けれども半面、権利やそういう権限を与えられるとなると、そこで固まってしまうというか。

むしろまた今、行政のニーズというのは、非常にその課を超えたニーズが求められています。そういうふうなことで閉鎖的になるという懸念をどこかで調整しなければならないと思うので、そういうようなところの配慮を、この部の中、もしくは課の設置の中で考えられているのかというようなところを、2点目として確認をしたいというふうに思います。

3点目。それはこの部制のところには関係がない、条例には関係がないと言われるかもしれませんが、関連がありますのでこの条例の中で確認をしておきたいのですが、市民センターのことであります。先日までの一般質問やらの中でこういう話が出ていますけれども、まだ人数的には何人配置するか決まっていなくても、市民に迷惑をかけることはしないと。

何かいろいろ手続き的なことで本庁なりそういう手間がかかるようなところがあったら、市民の皆さんではなくて職員の方で市民の皆さんのニーズに答えるような対応をします。したがって迷惑をかけないで運営できるのだというような発言がありました。そうになっていたと非常に結構なのですけれども、この部の設置条例の中でその部分も一応確認しておく必要があるのかな、という気もしますのでちょっと聞かせていただきたいと思います。

市長 このいわゆる企画政策部門の強化ということでありまして、これは総務部の中に企画政策課を、昨日、おとといですかご説明したとおり設けようということになります。ここで政策立案。特にちょっと触れましたけれども、企画政策の係がそれぞれあるわけですが、秘書がその調整をしなければなかなかでき得ないことがいっぱい出てくると思うのです。いつも一番近くにいるのは秘書でありますし、私が思いつきではないですけれどもこれをやってくれ、あれをやってくれという、これはやはり今までなかなか調整をする、どこにそのそれを言えば誰が調整をするのかという部分というのが、割合と不明確であったものですから、そこも含めてちょっと秘書の方にそういう任務を与えながら、政策立案の方をや

っていこうと。

同じ部の中に、結局何かをやらうとしますとどうしても人事や財政というのは付いて回るわけでありまして。本来それを分けろという話もあるのです。ところがこれを分けてしまますと全くその対立も構図といいますか。政策的なものとはとにかくやらうということで出せば金がかかる。金になれば財政健全化の中だからそれはとてもできないとか。そういう逆の摩擦が生じやしないかという思いもありまして、そこは結局部長がきちんと調整をするという思いの中から、この総務部の中に企画政策も財政も人事も入れたということでありまして。これはやはりですから部長が相当の調整能力を発揮していなだかなければならないということだと思っております。

その権限を与えたがゆえになおまたその弊害が出やしないかと。これがもし出るようだと本当に困ります。困りますのでそういうことのないようにしなければならぬわけです。利害対立するのは常にあるわけでありましてから、そこは今度は副市長が当然ですけれども調整し、そこで足りない部分は市長が判断するということになるわけです。このことがゆえにまたも縦割りの組織だけが出てきて、横部分が全く連絡が取れないとか、そういう俗に言う官僚的な弊害をここできちんと断ち切るように、部長にもそういう話をきちんとしていかなければなりませんし、職員の皆さんにもこのこともまた含めてよく話をしようと思っております。

その弊害の出ないようにやはりこうしてやって、とにかく決裁もスムーズにいくし、市民の皆さん方のニーズに早く答えられるという体制を築くのがねらいでありますので、そういうことにならないように気をつけていかなければならないと思っております。また、いろいろやっていく中で皆さん方から見て指摘する点がありましたら、またご指摘いただきたいと思っております。

市民センターの件については、まさに今おっしゃったとおりであります。市民の皆さん方をたらいまわしには絶対しない、そういうことでもあります。そのためにこの間もそれこそ行革室長が触れましたように、行政経験の豊かな人員。そして本庁に行かなければだめだという部分があっても本庁から職員が来るとか、市民センターの職員がきちんとその用を果たすとか、そういうことをやりながら、市民の皆さんにご迷惑のかからないようにやっていく所存であります。よろしく願いいたします。

牧野 晶君 おはようございます。ちょっと多くなるかもしれませんが。まず部長制の次は本庁舎。今はもう本庁舎方式は始まっていくわけですがけれど、やはり毎年あるのが確定申告の時期の混雑だと思うのです。せっかく本庁舎制をやったのに駐車場の止めるところがないとかいうので、サービスは上がったけれど逆にそういう見える簡単な部分で手落ちがないようにすべきではないのかと。

駐車場の確保とか隣地にしていこうというわけですがけれど、それで足りるかどうかというのはまだわからないわけです。確定申告を文化会館でやれば、待っている時は今度は図書館にもいられるわけです。そういうふうな方策、せっかく利便性が上がったと同時に見えるよ

うなところでその対策というのはどう考えているのか。

あとこれは閉会中の総務の時に市長が言われたことなのでちょっと確認しておきたいなど。議事録にも載っている、その委員長報告でもあるのですけれど。昨日、部長とか次長について話がされたわけです。議事録を読みますけれど「課長職7名、係長職19名について職責を失うが、いち職員から合意をいただくことが納得いただいてやっていくことは考えていない。しかし情け容赦なく切り捨てるということではない」非常に人情味のあることを言っているわけですが、次に「暫定的には次長対応とか係長には課長補佐対応とか給与は変わらずに職名で対応すること」これは非常に人情的であって温情があるなと思うのですけれども。ただ、逆に言ってみれば仕事量、仕事の職責とかが変わったのに給与が変わらずにというのは、その部分はいいかもしれないですけど、下から見ると、逆に下のやる気がなくなるのではないのかなと私は思うのです。この点をちょっと確認させていただき、これが2点目。

あとは5年で143だから約150人くらい削るということですけど、今まで10年かけようと思っていたのが5年でやるというふうな言い方をしているので非常にいいわけです。けれども、ではその5年で終わりではないわけですね。ここで終わりのつもりで言われると、それはそれでまた必要に応じてその先を考えていかなければいけないのを止めてしまうというふうになるので、ここだけまたお聞かせいただきたい。

あと個別になって申し訳ないのですけれど、水道料金の値上げということがあるわけです。まだ全然先は、財政計画は出ているけれどそれを実行するかどうかというのがあつたわけですね。11人減らす予定にあると聞いているわけですが、水道、上水道課を。それはどう水道料金に影響してくるのか。たぶん7パーセントぐらいの分がカバー、経費の、料金7パーセントぐらい下げられるのではないのかなと私は勝手に試算。はっと思ったのですけれど、これをするによってその部長制をひいて、また職員を11人減らすことによって水道料金に対してどう影響があるのか。この点ちょっと考え方を。まだ数字がはっきり出ていないというのはいいかもしれないですけども、考え方をお聞かせいただければと思います。

市長 お答えいたしますが、駐車場の件はとにかく極力確保しようと思います。例えば確定申告の際にどうしても見込みとして駐車場不足だということであれば、当然ですけども職員がその間は市民会館とか、あるいは例えばですがラ・ラとかそういう部分を利用して、一般のお客さん方が市民会館に止めてこっちに歩いてくるとか、そういうことにならないように対応をしたいと思っております。対応をします。

今も、去年の雪の状況の時はその対応をやったわけですが、それでも結局雪があれだけになりますと駐車場面積が非常に限られてきましたので、ご迷惑をおかけいたしました。JAの倉庫用地等をこの駐車場にあてながらやっていって、職員の体制もそういうかたちをとれば、そう大きな迷惑にはならないだろうと予測をしております。迷惑のかからないようにやっていこうと思っております。

人員配置といたしますかその件であります。おとといもちょっと触れましたが、いわゆる今

まで例えば課長でいらした方、係長でいらした方。退職をする人はそれはそれでいいわけですが、退職をまだしないでその立場にいる人たちを、例えば数あわせでだんだんと切っていくても何にもならないのです。何にもならない。そうであれば、そういう今までの経験や能力を活かしてもらうにふさわしいポストを、その時与えてもいいのではないかというのが私の考え方です。

辞めていかれる人を引き止めてそうしようということではない。ですから残っているわけですからその人たちを有効に使うことが何よりですね。ですから有効に使う手立てがそういうところにあるのか、あるいはないのかというのは、これからいろいろ考えさせていただきますけれども、場合によってはそういうこともありうるということを申し上げたつもりです。

温情、それもそうだかもわかりませんし、気持ちの中にはやはり震災、合併こういう部分を本当に一番困難な部分を一緒になって乗り切っていただいた方です。トップの条件に、生首を切ってもその夜を平然として寝られるのがトップの条件だ、なんてことがありますけれども、私はどうもその条件にあてはまらない。ですから温情というかそういう部分だって当然必要だと思いますし、とにかくその人の能力を活かす方法をきちんと考えさせていただきたいということでもあります。

人員削減につきましては、当然でありますけれどもこれだから終わったということではありません。不必要と思われるやはり人員につきましては徐々に徐々に削減をしていく。削減をしていく方法は不補充であります。今年といいますか平成19年に至る部分も今、一般職で6名、確実なところは6名ですが、採用はとにかくこの際2名でやらせます。そしてまた来年は来年で考えなければなりませんけれども、来年はまたちょっと大勢の方が辞めますが、そこでではどの程度抑えるか。結局これをやらなければなかなか抑えられないわけですので、そういうことで永遠のテーマだということでもあります。

水道料金、これはとにかく下げたいのです。若干は下がっていますけれども。人員もやれる範囲の人員できちんとやってもらって、まあ11人削減かどうかというのは、ちょっとまだはっきり私が認識しておりませんが、それによってどれくらい下がるかというのは、もしでは担当課長がある程度認識をしているようであったら担当課長にお答えをさせますが、まだ確かそこまでの部分というのは検討していないと思うのです。水道のその財政計画的なものは立てて、20年になるとちょっと値上げしなければならないという数字だけは出ておりますけれども、これを何とかつがえしていきたいと思うのが私の考え方です。来年、いわゆる企業管理者になる人には、厳にそのことを命じまして、最低でも上げるなというぐらいのことはちょっと言っていかなければならないとは思っています。そういう意気込みであります。

総務課長 人数の削減計画につきましては、ちょっと認識が違う部分がありますので説明をさせていただきたいと思っております。合併当初、131人削減といういろいろな説明会で歩いた部分があります。それにつきましては平成13年の職員数からの計画でありまして、それから10年かけて131人削減しようという計画を立てたわけで、その説明をしているわけ

です。

結果的には17年度までにかかなりの数字がもう減ってきております。そういう中で今度は17年から22年まで、17年の職員数から22年までの間につきましては、一般行政職につきましては65人という計画でやっております。全体的な職員数の削減につきましては、平成13年の基準からの平成22年、23年までですね、の職員の削減につきましては143人という数字になっております。

この中には当初の計画とは違いまして、連合それから広域水道等一緒になった関係で、人数的にも連合の消防部分につきましては13人も増えていると。こういう中で143人削減という計画になっておりますので、その辺の認識をちょっと統一させて、お願いしたいと思います。

寺口友彦君 部制条例そのものについては組織のスリム化ということで方向的には私は賛成であります。が、市長の持っているその決裁権限を部長に与えるということであれば、今、課長が持っている決裁金額をはるかに上回る決裁金額を部長が執行するわけであります。そうなれば当然、責任も発生するわけであります。

そうすると本会議の一般質問についての答弁については、今は市長が全部やっていただいているわけです。私個人としてはその方がありがたいのでありますが、やはり部長がその責任に応じた部分について、一般質問でも答弁に立つということも当然考えられると思いますけれども、そこら辺はどうでしょうか。

市長 議員ご承知だと思いますが、一般質問については原則的に市長の答弁であります。教育行政につきましては、教育長の方へお願いすることもあります。そして細かいといいますか具体的な部分については、今でも課長に答弁させ得ることがありますが、部制をしいたから最初から部長が登壇をして答弁をするということはありません。すべて私がお答えを申し上げます。

阿部久夫君 一言、市長にお聞きをしたいのですが。市長の権限ということであるか、これから部局制になって、副市長、また部長になるのですが。私たち議員は説明なりいろいろ聞いていますから内容はもう十分わかっていますしそれも賛同しています。しかし一般の市民の方は、来年から機構改革でもって部長制になって、市長の権限というものはどうなるのだと。市長というものはやはり選挙で選ばれて、そうしてきちんとした公約の中で選ばれている。一般の市民にしてみますと今までずっと課長でやってきた中で、部長あるいは副市長などということはなかなか理解が得られない。納得していないという方が多く、ほとんどの方はそうだと思っています。

そうした中ではやはりこれからのきちんとした行政をやっていくためには、できるだけ早く、そういった体制というか、市長のあり方、また副市長の権限等を、市民の皆さん方にお知らせするという事は、一番大切ではないかなと思っています。そういったことに対して、3月議会が終わってからしますではなくて、できるだけ早めに報告する義務があるのではないかなと思いますが、その点について市長はどのようにお考えなのかお聞きいたします。

市長 当然、市民の皆さんにもお知らせをするわけですが、この権限委譲をしたことによって市民の皆さんに迷惑がかかったりということは、あり得ないと思っております。今まででも例えば市民の皆さんが課長のところへいらしたと。今度は課長ではなくて部長のところへ来てくれなんてことにはなりません。直接的には係長であり課長であり課員がほとんど市民の皆さんと接触するわけです。

例えば重要な問題があっても課長では対応できないという部分があれば、それは部長になるか、いや副市長になるか、直接市長になるか。これはその時々でありますけれども。

ですので、このことが市民の皆さん方に戸惑いを与えたりということにはならないと思っておりますけれども、今おっしゃっていただいたようにとにかく大幅な機構の改革でありますので、なるべく早く丁寧に、市民の皆さんにはご説明を申し上げなければならないと思っております。

遠山 力君 部長制をしくということは、スリム化とそれから政策が早くなるということとでいいことだと思うのですが、市長と職員の間には一段階増えることは確かであります。そうしますと市長の高邁な思いが職員のところにきちんと届くかどうかということで心配があるのですけれども。

9月の議会の時にも市長がおっしゃったのは、私の思いが職員に通じなかった部分もあると思います、というような答弁をなさったのですが、そういうことのところに私は少し心配しておりますが、そのところをどういうふうに手当てするおつもりかお伺いします。

市長 今でありますと、課長、室長等を含めて約40ですね。ですから課長会議といいますとそのくらいになる。そこでいろいろお話するわけですが、結局やはり大勢すぎると散漫になる。これは間違いありません。そこでいわゆる部長にきちんとした話をして、部長はそのことをきちんと自分の掌握している課に伝えるという、ここをやりたいわけです。そういう面では。

一般の職員の皆さんと市長の間が遠くなりはないかと。遠くはないと思います。私も今もやり始めましたけれども、特に若い職員の皆さんと膝を交えての懇談等をずっと今やってきておりますけれども、極力そういうことにも心掛けて。今度は、私の忙しい面というのは、ある意味で解消される部分はできるわけですから、そういうところに、トップセールスも当然そうありますが、また一般の職員の皆さんとの触れ合いといいますか意見交換、これらにも時間を割いていけるということになります。極力私も心掛けて遠くの存在になって、裸の大様にならないように気をつけなければならないと思っております。またよろしく願いいたします。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。第215号議案 南魚沼市部制条例の制定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第215号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9、第216号議案 南魚沼市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、および日程第10、第217号議案 南魚沼市水道給水条例の一部改正についてを一括して議題といたします。

2件について提案理由の説明を求めます。

水道課長 (提案理由の説明を行う。)

議 長 一括して質疑を行います。

岩野 松君 先ほどのものとあわせて企業会計の問題でちょっとお聞きしたいのですが、今、見ますと水道事業は今までは市長が管理者としていたのが、今度その専門の方を管理者として置くということになる違いはどういうことなのか。まず、お聞かせください。

水道課長 水道事業はご存知のとおり、地方公営企業法に基づいて事業を行っておるところでございます。そういう中で公営企業の趣旨といたしましては、管理者を置いて健全な経営を行えということになっております。ただ、今までの市町村、大まかな市町村においては、なかなかそこまで管理者を置けないというのが現状でございまして、やはり今後はその法の趣旨に基づいて管理者を設置するということの変更だというふうに理解しております。以上であります。

岩野 松君 専門の方を置くことによって、というのは理解しました。そうすると今までも企業会計であるからということですが、例えば、今、市長は平成20年には値上げしなければならぬけれども、極力値上げしないようにしたいということをおっしゃいました。そういう意味での、もし企業会計の中で不足した部分とかそういうものがあつた時には、一般会計からの繰り入れとかはあるのか。それから今までの高料金対策などは、直接、ではこの水道の会計に入るのかどうか。そこら辺をちょっとお聞かせください。

市 長 先ほど課長が説明申し上げましたように、本来この公営企業法の中では管理者を置くことになっているのです。病院も同じです。ところが、それをしないで首長がそれを兼務してやっているわけです。ですから私は企業会計側にいけば市長ではなくて管理者なのです。その管理者を法の趣旨に則って今度は置こうということですから、そこへ管理者が居るといっただけです。

そして権限につきましては、予算、人事これはまだ市長に属します。あとはほとんど管理者が決済できるということでもありますから。今、ご心配の例えば一般会計からの高料金対策

の繰り入れとか、そういうことは全く管理者が1人でできることでもありませんし、市長と当然相談しながらやっていくことであります。一般会計から繰り入れができなくなるとか、そういうことはございませんが、いわゆる企業ですから、公営企業法に則った企業ですから、極力収支の中でその会計を回していただくのが原則であります。原則は。

ですので、値上げをしたりとか、そういう重要事項については当然ですけれども首長と相談しなければできないことではありませんし。ただ、原則はその企業会計の中でとにかく回してもらうということが原則なわけです。本来はですね。だけれどもなかなか、病院も含めてそれができないで、一般会計の方からいろいろやっているということをご存知だと思います。その道がなくなるとか、そういうことでは全くございません。

筈木信治君 今の関連質問でお願いします。管理者を置くという規定になっているから管理者を置くのだということで、そこは漠然としていたのですがわかりました。わかりましたが、下水道と水道といいますと、ご承知のように実質公債費比率適正化計画の中での10パーセントを占めるのですね。非常に重要な部門であるわけで、この部分が企業としてのこれから企業会計の中で、しかも事業、広域下水道も25年を一応めどにしているということから、あとはメンテナンスその他に関わってくるのでしょうか。しかし、この市の財政から見ると非常に重要な部分に関わっているわけです。私は、今、予算、その他いろいろな点において市長の権限にあるという点では、これは従来どおりなのだなという認識をしたわけです。

そういうことから財政計画ともあわせて、例えば水道事業にしますといわゆる拡張事業は、新しい住宅団地ができたり工場団地ができたりすれば、それは当然そこまでの拡張はやらなければならないわけでこれはやるわけですけれども。老朽管の更新というものがかなりの部分を占めるのですよね。これはしかし大事ではあるうけれども、水がないわけではないですから、水は余っているわけですから、私は漏ったっていいじゃないかという思いがあるわけです。そういうことはとにかく延ばして、やはり水道料の引き上げを防ぐためには、当面そうした更新事業などは見合わせるという方針を、私は持つべきだと思うのですが、その点を1点お聞かせ願いたい。

それからこれはこの間、財政課長に廊下でもお聞きしたのですけれども、総務省がこの前14日でしたか読売新聞に何か出していました。夕張市対策とかというふうに書いてありましたけれども、財政的に困難な市町村に対していわゆる政府系金融機関の借入金について繰上償還を認めると。その場合に今までは補償金を取ったわけです。既にその利息を見込んで次に貸付をやっていますから、政府は補償金を取らないと穴が開いてしまうわけで、補償金を取るのですが。今回はその補償金を取らないというようなことがあって、これはいいことなのだなと。これにうちの水道や何かの8パーセントなんてばか高いああいうものが当てはまらないかなという思いがあったのです。お聞きしたら当てはまらないばかりではない、というような話がありました。そこら辺、もし今までの、現時点でのあれをお聞かせ願えればありがたいと思いますが。



市長 ちょっとぐらい漏水があったっていいではないかということですが、確かに畔地の浄水場では、日どのくらいだったか相当量の、秒単位にいたしますと0.86tですか、この水をすべて水道水に変える施設というのは出ているわけです。今、1系統を確か交互に使っていると思うのですけれども。そこで作っている水ですから、余っている水をどんと送って余らせているということではないのです。

ですので、漏水があれば今度は別系統の、例えばどんと漏れて7～8割も使用することになると、もう1つの浄水池といいますかそこを今度また使わなければならない。それにはまた金がかかる。ですので、極力今、安く抑えるためにもそういうことをしているわけで、やはり漏水はこれはどうしても防いでいかないと大変なことになる。

もう1つ石綿管につきましては、ご存知ですけれども害はないのですけれども、いわゆるアスベストという、まあその気持ちの問題ですね。そういうことがありますので、これは極力早めにやはり老朽管は敷設換えをしていこうということで、それはご理解をいただきたいと思います。

職員もこの漏水を1カ所、2カ所見つけることで、本当に夜間から含めて相当の努力をしていると。これをやはり見つけて直すということが、水道に従事する者の何ていいますか誇りみたいになっているわけですから、漏水があってもいいやなんてことは私からは申し上げられませんので。

あとその財政的なことはまた担当課長からお答えさせます。どうぞ。

水道課長 繰上償還の関係であります。情報としてはそういう政府資金も繰上償還ができる、その起債、公債費比率あたりの率によってはできるというような情報は持っているわけですが、具体的なまだ数値等は把握しておりません。今後、そういう情報を的確に判断しながら、繰上償還は今の段階では借換債はできるにしても、料金の問題がございますので繰上償還まではどうかという思いはしますが、今後検討していくということに考えております。

中沢俊一君 先ほどの18号議員との市長のやり取りの中で・・・18番議員ですね、申し訳ありませんでした。市長とのやり取りの中、市長の答弁の中でやや誤解を得るような内容だったものですから、確認だけさせていただきます。

18番議員の質疑の中で、一般会計からの繰り入れ云々ということがありましたけれども、これについては高料金対策のその範囲以内であるとか、あるいはまた消防の消火栓の水であるとか、公園の水であるとか。一応その規則がありましてその中の範囲で繰り入れることは認められていますけれども、1年ちょっとの議員さんもおられるわけで、一般会計からその水道の損失の分まで補填するということが認められているかのような誤解を受けたと、ちょっと心配なものですから、今その確認をさせていただきました。

市長 それは誤解を与えたようであれば大変失礼ですけれども、ではどう答えればいいのでしょうか。別に誤解していただかないように、ということだけです。ただ、政策的な中でできないなんてことはないのです。それは議会から予算を認めてもらえればできる

わけですから、100パーセントその道がないなんてことはないわけです。ただそういうことは、私はするつもりはございません、ということだけです。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 第216号議案 南魚沼市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第216号議案 南魚沼市水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第216号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第217号議案 南魚沼市水道給水条例の一部改正についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決をいたします。

第217号議案 南魚沼市水道給水条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第217号議案は原案のとおり可決されました。

議長 暫時休憩といたします。休憩後の再開は11時10分といたします。

(午前10時52分)

議長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午前11時10分)

議長 日程第11、第218号議案 市道の認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

岩野 松君 今の市道認定の中の1番の上町保育園線です。この線に別に異論があるわ

けではありませんけれども、できましたら加えてたかしやさんの倉庫の脇と、それから長生院ですか、その脇からずっと保育所に向かう道も市道認定をしてもらえるとありがたいというのが、地元からも要望が前にも出たかと思います。それも含めて検討をお願いできればということで、一言付け加えさせていただきました。

建設課長 今の路線でございますけれども、実際にそういう要望が出されれば、その段階で検討をさせていただきたいと思います。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第218号議案 市道の認定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第218号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第12、第219号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

議長 採決いたします。

第219号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって、第219号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 日程第13、第220号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命についてを

議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長（提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

議長 採決いたします。

第220号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員。よって、第220号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 日程第14、第221号議案 南魚沼市監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、遠山 力君の除斥を求めます。

（遠山 力君退席）

議長 本案について提案理由の説明を求めます。

市長（提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

議長 採決いたします。

第221号議案 南魚沼市監査委員の選任について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員。よって、第221号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 除斥を解きます。

(遠山 力君着席)

議長 日程第15、第22号報告 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

説明を求めます。

財政課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

以上で、第22号報告 専決処分した事件の報告についてを終わります。

議長 日程第16、発議第17号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について、及び日程第17、発議第18号 日豪EPA交渉に関する意見書の提出についてを一括議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

事務局長 (朗読を行う。)

議長 2件を一括して提出者の説明を求めます。

阿部久夫君 (説明を行う。)

議長 2件を一括して質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 発議第17号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

発議第17号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発議第17号は原案のとおり可決されました。

議長 発議第18号 日豪EPA交渉に関する意見書の提出についてに対する討

論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

発議第18号 日豪EPA交渉に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発議第18号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第18、発議第19号 特定疾患治療研究事業の対象範囲見直しに関する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

和田英夫君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

中沢俊一君 大変悩ましい、私も今、思っております。満場一致は無効というようなそういう民族もあるようですから。確かにパーキンソン病、あともう1つの病状の問題ですけれども、ある一定の患者数は超えてきて、今、圧力団体が変わってきているかなと私も考えております。このかげで本当に若いうちに発症をし、若いうちに命を落としてしまうという、そういう何ていいますか本当の意味での難病の治療・救済が、なかなか予算が思うように回らないと、これまた現実もあるわけです。

私はその辺もかんがみまして、手厚いそういう何ていいますか緊急を要するような、また研究を要するような、そういう難病の方に予算をはけるべきだというような思いもありまして、本会には今のところ反対をしてきたわけでありまして。それについて提出者のお考えはいかがでしょうか。

和田英夫君 先般の社会厚生委員会でも、そのようなご発言があったわけでありましてけれども。委員会としては先ほどの報告にあったように、そういう一面もあるわけですがけれども、なかなかだからといってこれについて、ではひとつ厚生労働省が言っているようなことでいいんだというような意見は、委員会としては大勢でなかったということです。まずもってこういう大変な方々を救いながら、またさらに今ほどの中沢議員の言っているように、ほかに大変な方々も、やはりこれはまた政治の場で救っていくというような姿勢が大事であろうかと思っております。私もそれ以上の委員会で調査しないことまで発言をすると、またお叱りを受けますので、この辺でお許しをいただきたいと思うわけでありまして。

若井達男君 この意見書についてはありませんが、意見書の提出については提出者は

朗読はしないというのが会議規則上あります。これができるのは事務局長か書記が議長の許可を得て行うというふうになっておりますので。まして内容が明確なものについては、説明なしでもこれは諮れるということになっておりますが。冒頭「朗読します」というところから入って、ちょっとやはり会議規則上うまくないのではないかとというふうに受けとりますが、いかがでしょうか。

和田英夫君 勉強不足で大変すみませんでした。以後、気をつけます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

発議第19号 特定疾患治療研究事業の対象範囲見直しに関する意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「反対」の声あり)

反対の声がありますので起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、発議第19号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長より議会運営について、各常任委員長より所管事務について、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

議長 お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長 お諮りいたします。

本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

議 長 平成18年12月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間ご  
苦勞さまでした。

(午前11時42分)